

## 平成27年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成27年6月8日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 人事の紹介
  - 第 3 議長報告事項
  - 第 4 会議録署名議員の指名
  - 第 5 会期の決定
  - 第 6 議案上程
  - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 人事の紹介
  - 日程第 3 議長報告事項
  - 日程第 4 会議録署名議員の指名
  - 日程第 5 会期の決定
  - 日程第 6 議案上程
  - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（22名）

- |     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 林 晴 道   | 2 番  | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番  | 有 田 恵 子 |
| 5 番 | 宮 内 保   | 6 番  | 磯 本 繁   |
| 7 番 | 飯 嶋 正 利 | 8 番  | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番 | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保   |

11番 島田和雄  
13番 伊藤房代  
15番 向後悦世  
17番 滑川公英  
19番 佐久間茂樹  
21番 高橋利彦

12番 平野忠作  
14番 林七巳  
16番 景山岩三郎  
18番 木内欽市  
20番 林俊介  
22番 林正一郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笏田哲雄	病院事業者 管理 行政改革 推進課長	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	企画政策課長	佐藤一則
総務課長	加瀬正彦	税務課長	横山秀喜
財政課長	林清明	環境課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	健康管理課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	子育て 支援課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	商工観光課長	大矢淳
高齢者 福祉課長	宮内隆	建設課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	下水道課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	消防長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	病院事務部長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	庶務課長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	生涯学習課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	監査委員 事務局 局長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志		田杭平三
農業委員会 事務局 会長	岩井正和		

---

事務局職員出席者

事務局長 阿 曾 博 通

事務局次長 高 安 一 範

---

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

#### ◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立をしました。

これより、平成27年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第2 人事の紹介

○議長（景山岩三郎） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付けの異動による、人事の紹介をいたします。

加瀬正彦総務課長。

横山秀喜企画政策課長。

林利夫税務課長。

佐藤一則行政改革推進課長。

大矢淳子育て支援課長。

宮内隆高齢者福祉課長。

品村順一消防長。

加瀬幸重健康管理課長。

大木廣巳市民生活課長。

高木松夫会計管理者。

川口裕司都市整備課長。

角田和夫庶務課長。

向後嘉弘商工観光課長。

高木昭治生涯学習課長。

加瀬英志体育振興課長。

高野和彦下水道課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りしました人事異動の文書により、ご了承を願います。

---

### ◎日程第3 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 日程第3、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思えます。

---

### ◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、向後悦世議員、19番、佐久間茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

---

### ◎日程第5 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長(景山岩三郎) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第12号までの12議案と報告1号から報告6号までの報告6件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第6 議案上程

○議長(景山岩三郎) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第12号までの12議案と報告第1号から報告第6号までの報告6件を一括上程いたします。

議案第1号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第3号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 財産の取得について(化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)1台)

議案第5号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第6号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第7号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第8号 専決処分の承認について(旭市税条例等の一部を改正する条例)

議案第9号 専決処分の承認について(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

- 議案第10号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第11号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 報告第1号 平成26年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 平成26年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第3号 株式会社季楽里あさひの事業計画について
- 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第5号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）
- 報告第6号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

---

#### ◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万円を減額し、予算の総額を273億7,250万円とするものであります。

議案第2号は、旭市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、道路利用者の利便性の向上や観光、産業及び文化の振興を図るため、道の駅を設置するにあたり、条例を制定するものであります。

議案第3号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正により、介護施設における居住費等の基準費用額が改

正されたことに伴い、介護老人保健施設の使用料を改正するものであります。

議案第4号は、財産の取得についてでありまして、化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台を購入することについて仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、林利夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第6号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、石毛丈康氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道路整備に伴い新たに1路線を認定、1路線を廃止、1路線を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号から議案第12号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第8号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、議案第9号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部改正に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものであります。

議案第11号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の一部改正に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものであります。

議案第12号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者総合支援法施行令の一部改正に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成26年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成26年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、株式会社季楽里あさひの事業計画について、報告第4号から報告第6号までは、議会からの委任による専決処分についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成26年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成26年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めてい

るところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成26年度の一般会計は、概算で歳入総額319億4,300万円、歳出総額285億7,400万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は21億8,600万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計についてもおおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%にあたる808世帯に、加算支援金が約83%にあたる671世帯に、合わせて14億462万5,000円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、339世帯に1億6,349万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、337世帯に3億3,003万7,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、地権者の皆様にご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いして早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線を復興交付金事業により、旭地区の（仮称）椎名内西足洗線を社会資本整備総合交付金の復興分により、それぞれ測量設計業務を実施しているところであります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

現在、千葉県において、下永井から萩園までの区間で海岸基盤整備工事を実施しておりますが、残る区間についても、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

また、河川の海への開口部の対策については、千葉県において取り組んでいただける方向で最終的な調整を行っております。

次に、生活環境について申し上げます。

環境保全と地域の環境美化については、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様の

ご協力をいただきながら、各種事業を実施しているところであります。

5月31日に実施しました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、14トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

きれいな旭をつくるため、今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の建設を進めているところであります。

焼却施設については、現在、環境アセスメントに係る現地調査を実施するとともに、事業方式の検討と基本計画の作成を行っております。

また、最終処分場については、平成27年3月23日に「森戸町地区広域最終処分場建設計画対策協議会」との間で、建設計画に係る基本協定を締結いたしました。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成26年度末において198.2ヘクタールで使用が可能となり、事業認可区域202ヘクタールのうち、約98%の整備が完了しました。

平成27年度は、最後の区域となるロの新田地先について3.8ヘクタールの面整備工事を予定しており、これにより全ての面整備工事が完了することとなります。

また、現在の加入世帯は1,583世帯で、日量約1,760立方メートルの汚水を処理しておりますが、今後も水洗化率の向上に向けて、引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、公園について申し上げます。

文化の杜公園内のふれあい広場については、仮設住宅を撤去し、広場に戻す工事が本年3月で完了いたしました。今後は、適正な管理を行い市民の利用を図ってまいります。

また、県内の公園では、5月2日に遊具の落下事故がありましたが、本市においては、ゴールデンウィーク前に公園遊具等の安全確認を実施しており、今後も市民の皆様安心してご利用いただけるよう、公園施設の整備と安全管理に努めてまいります。

次に、旭市健康増進計画について申し上げます。

旭市民の平均寿命は、徐々に延びてきてはいるものの、生活習慣から起因する「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の三大疾病による死亡者の割合は、依然として高い状況にありま

す。

このため、10年後を見据えて策定した健康増進計画に基づき、単なる平均寿命の延伸ではなく、自立して健康に生活できる健康寿命の延伸を目標に、生活習慣病の発症予防や重症化予防等の施策を進めてまいります。

また、市民の健康づくりへの積極的な参加を促すため、本年度も「あさひ健康応援ポイント」事業を開始いたしました。昨年を上回る多くの市民に参加いただきたいと考えております。

次に、がん検診について申し上げます。

国民の2人に1人が発症するがんは、早期発見、早期治療により死亡率が低下することから、がん検診は大変有効な予防対策となっております。

このような状況を踏まえ、がんによる死亡率の減少を図るため、がん検診を6月3日から7月17日までの45日間にわたり実施いたします。

本年度の初期の受診登録者数は昨年を上回る延べ3万9,049人となっており、受診率の向上を目指し、効率的な検診体制を築いてまいります。

次に、旭中央病院における取り組みについて申し上げます。

昨年度から準備を進めてまいりました院外処方への移行については、7月15日から実施することといたしました。これにより、患者さんのお近くの薬局においても薬を受け取れることになり、より利便性が向上するものと考えております。

また、看護師の確保については、本年度から4年制大学を対象とした奨学金を月額5万円増額し、さらに市の入学支度金貸付制度を創設した結果、当初予定していた新入学生20名の枠を上回る応募があったところであります。この制度の周知を図ることで、今後とも優秀な看護師の確保に努めてまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

第1回定例会において、法人設立の定款を定めることについて議決をいただきましたので、3月24日及び25日に病院職員に対する説明会を改めて行うとともに、広報紙により市民の皆様にお知らせするなど、周知を図っているところであります。

また、評価委員会については、委員6名を選任し、6月5日に第1回目の評価委員会を開催いたしました。

この評価委員会からは、今後策定する中期目標及び中期計画をはじめとする様々な案件について随時意見を伺っていくこととなります。

今後とも、議会をはじめ市民の皆様に対し、地方独立行政法人への移行についてその都度進捗状況をお知らせしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度から始まった子ども・子育て支援新制度に伴い、市では、計画期間を5か年とする「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と子育てに関連する様々な施策を展開しているところであります。

今後とも、本計画の基本理念である「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」の実現を目指し、各種施策の推進に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き実施される「子育て世帯臨時特例給付金」については、申請漏れのないよう周知に努め、児童手当の現況届と併せて申し込みいただくことで、10月に支給できるよう事務を進めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金についても、昨年に引き続き実施するため、漏れのないよう周知に努め、子育て世帯臨時特例給付金と同様、10月の支給に向けて事務を進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本年度から始まった「高齢者見守りネットワーク事業」については、4月10日に株式会社セブンイレブン・ジャパンと、また、4月28日には旭郵便局など48の事業所と、それぞれ協定を締結いたしました。

この協力事業者からは、今後、通常の業務の中で高齢者の異変に気づいたときに、市や関係機関へ連絡をいただけることとなりますので、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるものと期待しております。

次に、教育行政について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本年度から首長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を設けることとなり、7月に第1回の会議を開催する予定であります。

総合教育会議では、教育に関する大綱を定めることや、重点的に講ずべき施策等について教育委員と協議・意見交換を行い、地域の実情にあった教育施策の執行にあたりたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築工事については、教室棟の躯体工事がほぼ終了し、屋内運動場は屋根部分

の工事を進めているところであります。これと並行して、グラウンド部分の芝張りやテニスコートの整備なども始まり、工事は順調に進んでおります。今後も、引き続き工期内完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

第一中学校の大規模改造事業については、本年度に工事に着手する予定でありましたが、財源として見込んでおりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が不採択となり、やむを得ず工事を延期することといたしました。なお、交付金については、引き続き国の動向を注視しながら、追加募集があった場合は即時申請ができるよう準備を進めてまいります。

中和小学校と琴田小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、地震による天井等の落下防止と老朽箇所の補修を行うもので、年度内の完成を目指し、実施設計を進めているところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

旭市における本年度の学校教育指導の指針については、「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力」を～としました。

この実現に向けて、特別に支援を要する児童生徒のための支援員や、個に応じたきめ細かな指導を行うための補助員を全20校に22名配置するとともに、英語の教諭補助員3名と合わせた25名を市の単独事業として配置しております。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

合併後10回目となる本年度は、7月22日から24日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問する予定であります。また、中城村からは11月19日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっており、この事業を通じて姉妹都市として児童相互の友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

体育施設の月曜開放については、昨年に引き続き本年も8月の5日間を試験的に行うこととしております。対象となるのは、飯岡地区の体育館と野球場、庭球場に、干潟地区の野球場と庭球場を合わせた5施設で、広報紙と市のホームページで市民へ周知し、今月から予約を受け付けております。

試験期間の終了後は結果を分析し、今後の施設運営に生かしたいと考えております。

次に、文化振興について申し上げます。

本年度は、合併10周年記念事業として、「東京フィルハーモニー交響楽団」の演奏による「NHK-FMの公開収録」が6月21日に予定されております。定員を超える多数の応募を

いただきましたので、NHKによる抽選が行われ、先日、入場整理券を送付したところであり  
ます。

また、7月19日には、復興を願い、同じ東日本大震災の被災地であります宮城県出身の柴  
田三兄妹による津軽三味線のコンサートを開催します。この津軽三味線の力強い響きが皆様  
に届き、元気や勇気など前進するためのエネルギーを感じていただければ幸いです。

市民参加型事業については、年々盛況となっており、8月9日開催予定の「旭市民音楽  
祭」には、昨年を上回る24団体206名の参加申し込みがありました。また、9月27日開催予  
定の「第10回あさひのまつり」にも昨年を上回る11団体237名の参加申し込みがあったとこ  
ろであります。

なお、あさひロシア交流コンサートについては、「あさひ少年少女合唱団」と「ロシア国  
立モスクワ・アカデミー合唱団」との共演により、11月26日に東総文化会館での開催が決定  
したところであります。ロシア文化に接する良い機会でありますので、多くの市民の皆様の  
ご来場をお待ちしております。

今後も、市民の文化意識の高揚が図れるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、農業について申し上げます。

国が進めているTPP交渉については、現在、非常に難航し長期化しているところであり  
ますが、交渉の成り行きを引き続き注視してまいります。

水田農業については、国の経営所得安定対策等により飼料用米への取り組みが年々増加し  
ております。県においても飼料用米の推進に力を入れており、5月25日には、飼料用米推進  
キャラバンとして県幹部職員等が本市を訪れ、取り組みの拡大について要請を受けたところ  
であります。米価下落対策としても、飼料用米や作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナ  
ラシ対策は有効とされることから、6月末の申し込み期限まで、さらなる加入促進を図って  
まいります。

園芸については、県の補助事業「新輝け！ちばの園芸」と園芸施設省エネルギー化推進事  
業を活用して、コスト削減のための生産施設の整備や省力化のための機械設備の導入を支援  
するため、農業者と共に事務を進めております。

また、昨年度、6次産業化によりさらなる経営の安定を目指す農業者に対して、農業経営  
多角化支援を行う事業が県において創設されました。この事業は、加工、流通、販売等に關  
する機械、設備等を整備する事業であり、本市では、2件の事業費を当初予算に計上してお  
りましたが、県の補助金交付要綱が改正され、市においても県補助金の2分の1以上の交付

が義務付けられたことから、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、畜産について申し上げます。

昨年発生した豚流行性下痢（PED）は沈静化しており、散発的な発生は見られるものの、発生頭数、死亡頭数については大幅に減少していることから、畜産農家による適正なワクチンの接種と飼養衛生管理の徹底が図られていると考えております。今後も衛生管理の徹底を働きかけるとともに、関係機関と連携を図り家畜伝染病の防疫に対応してまいります。

また、畜産業を活性化し、高収益型の畜産・酪農体制を実現するための畜産競争力強化対策整備事業が国において創設されました。この事業は、家畜飼養管理施設等の整備に対し、事業費の2分の1以内の補助金が国から交付されるものであり、本市でも1件の要望があったことから、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、圃場整備事業について申し上げます。

昨年度から面工事に着手した飯岡西部地区の基盤整備事業は、本年度に27ヘクタールを施工する予定であります。また、春海地区、豊和地区の面工事についても現在施工中であり、万力Ⅱ期地区については、本年度に事業完了を予定しております。今後も、県や地元工区と共に事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、消費税引き上げ後の低迷が続いていることから、地方の消費喚起対策として交付された国の臨時交付金等を活用し、旭市商業振興連合会において「プレミアム付商品券」の発行事業に取り組んでおります。

本年度は、「スーパープレミアム付旭市共通商品券」として3万3,000セット、総額4億2,900万円分の販売を予定しており、7月1日からの使用開始に向け、現在、販売の準備を行っているところであります。

この商品券は、緊急経済対策として大幅にプレミアム分を増やした6か月間の使用期限付きであり、多くの利用が見込まれることから、今後、商店街の活性化や消費拡大に一定の効果が期待できると考えております。

次に、観光事業について申し上げます。

旭市三大まつりの一つであります「袋公園桜まつり」が4月1日から15日まで開催されました。4月4日には、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに1万5,000人余りが訪れ、にぎわいを見せたところであります。

これから、いよいよ夏の観光シーズンが始まります。「ミス七夕コンテスト」を7月10日に、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が7月25日、26日に、「旭市七夕市民まつり」は8月6日、7日の開催が予定されております。

海水浴場については、7月11日から8月23日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、また、市営海浜プールについては7月18日から8月30日までの44日間開設する予定であります。開設に向けて現在、関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

このほか矢指ヶ浦海水浴場では、7月18日に「サマーフェスタイン矢指ヶ浦」が、7月6日から8月7日までは「あさひ砂の彫刻美術展」が、8月1日には「復興イベント」が予定されております。

それぞれのイベントには、より多くの市民の皆様にも参加をいただき、また、大勢の観光客を迎えられるよう各実行委員会を中心に検討が重ねられているところであります。

次に、観光組織の再編について申し上げます。

観光組織については、本市の観光事業の中心を担ってきた旭市観光協会、飯岡観光協会の2団体の統合と併せ、旧海上・干潟地域を含めた新たな組織として、「旭市観光物産協会」が5月28日に設立されました。これにより、観光産業のみならず、物産も含めた積極的な活動が期待されることから、市の観光・物産事業の振興に結び付くよう市としても活動を支援してまいります。

次に、旧「食彩の宿いいおか荘」について申し上げます。

施設の名称が「いいおか潮騒ホテル」に決まり、現在、7月18日のオープンに向け準備が進められております。5月22日にはレストランが先行オープンし、地元の食材を活用した料理の提供に、連日にぎわいを見せているところであります。

また、今月12日には温泉施設を使った日帰り入浴も始まり、震災から4年ぶりの施設の再開に、大勢の観光客が訪れ、にぎわいを取り戻し、地域の活性化が図れるものと期待しているところであります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

国へ申請しておりました道の駅の登録については、4月15日に「季楽里あさひ」が千葉県内で25番目の道の駅として登録されました。今後は、地図等に明示されることから、広く周知されるものと期待しているところであります。

なお、旭市と同時に登録された道の駅は全国で19駅あり、登録数は1,059駅となっております。

ます。

一方、4月10日には、道の駅の管理運営を目的に、「株式会社季楽里あさひ」が設立され、株主総会を4月22日に開いて開業に向けたスタートを切りました。6月1日からは正社員の募集を開始しており、今後は、パート従業員の募集や社員研修を進めるなど、テナントの出店者や直売の出荷者と共に、開業に向けた様々な調整を進めてまいります。

なお、開業については、準備や工事等の進捗を見据えて、10月16日の金曜日に竣工式を行い、翌17日に開業、グランドオープンする予定としております。この道の駅が、旭市の産業振興や観光振興の拠点となるよう、議会をはじめ市民の皆様のご協力をお願いする次第であります。

次に、行政改革について申し上げます。

第3次旭市行政改革アクションプランに盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」については、昨年度に国からも計画策定の要請があり、その中で、地方公共団体は公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、「公共施設等総合管理計画」を策定する必要があるとされております。

このため、本市においても国の指針に基づき、長期的な視点を持って将来の厳しい財政状況や人口減少等を見据えながら、本年度からの2か年事業で計画を策定したいと考えております。

なお、策定にあたっては、学識経験者や市民の代表等で組織する市民委員会を設置し、幅広く意見を伺いながら進めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

本年度から取り組んでいる地方創生では、人口動態の現状やアンケート調査による市民意識を把握し、その結果に基づき人口推計や将来の展望をまとめた地方人口ビジョンを策定いたします。

これと併せて、人口ビジョンの将来展望の実現に向け、人口減少対策や雇用創出等について基本目標を設定するとともに、目標の達成に向けた政策や具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を年度内に策定してまいります。

地方版総合戦略の策定にあたっては、地域の様々な分野で活躍されている方々の参画が重要ですので、市民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関、メディア等で構成する旭市総合戦略懇談会を設置し、5月27日に第1回目の会議を開催いたしました。

また、これに先立ち、5月21日には、策定に向けた庁内組織である旭市総合戦略調整会議を設置したところであります。

なお、第1回定例会においては、地方版総合戦略と総合計画の2つの計画を策定することを申し上げましたが、いずれの計画も将来にわたって持続可能な地域をつくることを目指したものでありますので、この際、2つの計画を一本化し、これまでの総合計画の内容を含む地方版総合戦略を策定することで、本市の新たなまちづくりの指針としたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、新庁舎の適正規模を把握するため、各庁舎の現況調査を実施しているところであります。また、「旭文化の杜公園」を建設候補地として、関係する法令等の手続きを進めるため、関係機関との協議を進めております。今後も早期建設を目指し、必要な事務手続きを進めてまいります。

最後に、合併10周年記念式典について申し上げます。

7月11日に東総文化会館において、千葉県知事、国会議員をはじめとする来賓の方々及び多くの市民の皆様のご臨席を賜り、「旭市合併10周年記念式典」を挙行いたします。

式典においては、様々な分野で市政発展のために献身的なご尽力を賜りました方々に対し、表彰をさせていただきます。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

## ◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（景山岩三郎） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第4号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号及び議案第4号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。  
補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万円を減額し、予算の総額を273億7,250万円とするものです。

今回の補正予算は、平成27年度の当初予算に計上した事業のうち、平成26年度の国の緊急経済対策に伴う地方創生先行型交付金を活用し、平成26年度3月補正（第6号）で前倒しをした事業について当初予算に重複計上していたものを減額したため、補正額は全体で減額となったものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから3ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

4ページ、お願いいたします。

第2表の地方債補正は、道の駅施設整備事業債の限度額を920万円減額し、6億9,850万円とするものです。

減額の理由は、当初予算で道の駅施設整備事業の一部であった情報案内板工事を国の補正予算に伴い3月補正で前倒しして計上したことから、当該起債額を減額、変更するものであります。

次に歳入について順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

7ページ、お願いいたします。

14款2項3目農林水産業費県補助金3,679万4,000円の追加は、説明欄1、畜産競争力強化対策整備事業費補助金3,712万7,000円の新規計上と、説明欄2、農業経営多角化支援事業費補助金33万3,000円の減によるものです。

4目商工費県補助金1,210万7,000円の減は、説明欄1、千葉県観光地魅力アップ整備事業費補助金で、冒頭に申し上げましたとおり、国の緊急経済対策に伴い、平成26年度3月補正で対応したため、減額するものです。

17款2項2目災害復興基金繰入金1,648万9,000円の減、及び4目地域振興基金繰入金2,000万円の減は、観光振興や人口減少対策事業の財源として当初予算に計上していたもの

を、国の補正予算に伴い平成26年度3月補正で対応したため減額するものです。

18款1項1目繰越金350万2,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

8ページをお願いいたします。

19款4項5目雑入1,000万円の追加は、説明欄1、日本宝くじ協会助成金の新規計上であり、コミュニティバス1台の購入費用に充当を予定するものです。

20款1項1目総務債、説明欄1の道の駅施設整備事業債の減については、第2表の地方債補正で説明したとおりであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費の2,462万3,000円の減は、国の補正予算に伴い、3月補正で前倒し計上した事業について減額するものであります。

内訳といたしまして、説明欄1、道の駅施設整備事業1,962万3,000円の減は、道の駅建設工事の一部である情報発信板設置工事費の減、説明欄2、「がんばろう！旭」復興支援事業500万円の減は、復興支援補助金のうち、観光ガイドブック等作成事業補助金の減であります。

10目地域振興費230万円の減のうち、説明欄1、定住促進奨励金交付事業2,000万円の減は、国の補正予算に伴う前倒し計上分の減であります。

説明欄2、コミュニティバス等運行事業1,770万円の追加は、コミュニティバスの老朽化に伴うバス1台分の車両購入費の計上であります。

4款1項3目母子保健費の573万7,000円の減についても、国の補正予算に伴う前倒し計上分の減であり、説明欄1、育児支援事業190万9,000円の減は、子育て支援対策として育児支援や訪問相談に関する経費分を、また10ページになりますが、説明欄2、特定不妊治療費助成事業382万8,000円の減は、少子化対策事業としての不妊治療に要する費用の助成費などをそれぞれ減額するものであります。

6款1項3目農業振興費268万3,000円の追加は、説明欄1、農業活性化推進事業の農業経営多角化支援事業補助金の増によるもので、県補助金の交付要綱が改正され、県補助分に併せて市町村の上乗せ補助が交付条件となったことにより計上するものであります。

11ページ、お願いいたします。

4目畜産振興費は、説明欄1、畜産競争力強化対策整備事業3,712万7,000円の新規計上で

あります。主に畜産経営の生産性、収益性を向上させる取り組みを支援する新規の補助事業で、財源は全額県費で賄うものであります。

7款1項2目商工振興費700万2,000円の減、及び3目観光費764万8,000円の減は、いずれも国の補正予算に伴い前倒し計上した事業について減額するものであり、商工振興費、説明欄1の旭特産品開発事業については、新たな特産品開発費への支援、下の観光費、説明欄1、観光資源創出プロモーション事業については、観光資源のPRをはじめとした観光産業の振興に係る費用、12ページになりますが、説明欄2、観光施設整備事業については、観光案内看板の設置費用に係る経費についてであります。

最後に、13ページをお願いいたします。

この表は、「地方債の現在高の見込みに関する調書」です。

事業費の減額により、平成27年度の起債額を920万円減額し、これにより平成27年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、285億6,788万円となるものであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

次に、議案第4号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

財産取得の内容は、化学消防ポンプ自動車1台でありまして、旭市消防署に配備されるものであります。

取得金額は、5,921万7,460円で、契約の相手方は、東京都台東区浅草橋五丁目4番2号横山ビル、ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所所長、光野元彦であります。

次に、契約の経過をご説明いたします。

平成27年4月28日に、事後審査方式制限付一般競争入札を実施したところ、8者の入札参加がありました。

入札の結果、予定価格に達し、最低価格を提示した同社を審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、5月8日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成28年1月29日であります。

以上で、議案第4号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第2号、旭市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

第1条です。設置規定です。道の駅は観光、産業及び文化等の振興を目的とした地域振興施設として設置するものです。

第2条は、道の駅の名称と位置について定めるものです。名称は道の駅「季楽里あさひ」で、設置する位置は旭市イの5238番地です。

第3条は、道の駅の施設の構成についてです。第1号の農水産物等販売施設をはじめ、以下の各号及びこれらに附帯するもので構成しております。

第4条は、道の駅において行う事業です。国土交通省で定める道の駅の登録要件に沿った事業となっております。道路利用者の休憩の場の提供や農水産物等の地場産品等を販売するための施設の提供に関することなどの事業を規定しております。

2ページをお開きください。

第5条は、道の駅の施設の管理についてです。道の駅は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理することを規定するものです。

第6条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めたものです。第4条で規定する事業のほか、施設の利用許可や維持管理などに関する業務となります。

第7条は利用の許可、第8条は利用の不許可、第9条は利用の許可の取消し等、第10条は利用権の譲渡等の禁止について、それぞれ規定した条項となります。

第11条は、道の駅の利用に関する指定管理者の管理の基準の規定です。

第12条は利用料金、第13条は利用料金の支払い時期、第14条は利用料金の減免について、それぞれ規定する条項です。道の駅において、指定管理者は旭市使用料及び手数料に関する条例に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて利用料金の額を定め、その利用料金を自己の収入として運営することを規定するものです。

4ページになります。

第15条は原状回復の義務、第16条は入場の制限、第17条は損害賠償について、それぞれ規定しております。

第18条は、指定管理の指定を受ける者がいないときなどに、市長が臨時的に道の駅の施設の管理業務を行うことができるようにする規定です。また、この場合において、関連する条項の一部の読替規定を本条に規定しております。

第19条は、委任規定です。

続きまして、附則についてです。第1項は施行期日について、第2項は準備行為について、それぞれ規定しています。

また、第3項については、道の駅の設置に当たり、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正を本条例制定において併せて行うものです。

6ページをお願いします。

使用料手数料の一部改正の内容についてご説明いたします。

まず、農水産物等販売施設についてですが、道の駅の出荷手数料の最大の率であります30%を規定しております。また、加工室、会議室については、公民館やコミュニティセンターなどの、既存施設の使用料を基に算定した額を規定しております。飲食提供施設及びテナントスペース1から3については、旭市道の駅建設準備委員会において、テナントスペース賃料額の検討結果に基づいて規定したもので、固定月額に、売上歩合額を加算した合計額としております。イベント広場及び芝生広場については、農水産物等販売施設に準じた額として規定しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第3号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

市町村民税が世帯非課税の方は、サービスを利用する際、食費・居住費は所得に応じて負担限度額が定められております。

平成27年度介護保険法の改正により、利用者負担額の見直しが行われ、本年4月から、市町村民税世帯非課税である第2、第3段階の多床室の負担限度額及び基準費用額が320円か

ら370円に50円増額されました。

これに伴い市町村民税世帯課税である第4段階の多床室料金を現在の490円から540円へ改定するものです。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第5号、議案第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 議案第5号及び議案第6号について補足説明を申し上げます。

議案第5号は、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現職の辞職の申し出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市中谷里1697番地に住む林利夫氏、昭和30年10月12日生まれ、本年4月1日から本市の税務課長の職にございまして、固定資産評価員として適任の方でございます。

なお、林氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

議案第6号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員に任命したい方は、旭市後草2024番地にお住まいの石毛丈康氏、昭和43年9月15日生まれの方です。

なお、石毛氏は、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 大久保孝治 登壇）

○建設課長（大久保孝治） 議案第7号、市道路線の認定、廃止及び変更について補足説明を申し上げます。

認定する1路線につきましては、津波避難道路の整備に伴い認定するものです。

廃止及び変更については、新たに認定する路線と重複するものを廃止及び変更するものです。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、議案第9号、議案第10号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 林 利夫 登壇）

○税務課長（林 利夫） 議案第8号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

4ページをお開きください。

第2条定義について、第3号及び第4号で市が発行する納付書に、法人の事業所の所在地、名所及び法人番号の記載を新たに加えるものです。

次に、第18条公示送達については、地方税法の改正による文言の整理でございます。

5ページをお願いいたします。

第23条及び第31条については、法人税法の改正に伴う法人市民税等における恒久施設及び資本金等の額に係る改正を行うものであります。

6ページをお開きください。

第33条から8ページの第50条までは、地方税法及び法人税法改正に伴う引用文の整理等であります。

次に、9ページをお開きください。

第51条市民税の減免から17ページの第149条及び21ページの附則第10条の3については、個人番号または法人番号等の規定を整備するものです。

10ページにお戻りください。

第57条及び第59条については、地方税法の改正による号ずれによるものです。

次に、17ページをお開きください。

附則第4条及び18ページの附則第7条の3の2については、地方税法の改正に併せて行う

ものです。

19ページをお願いいたします。

附則第9条及び20ページの附則第9条の2については、ふるさと納税の申告特例等について新たに加えるものです。

次に、その下の附則第10条の2については、わがまち特例の創設に伴い、割合を定めるものです。

次に、25ページをお開きください。

附則第11条から29ページの附則15条までは、地方税法の改正に併せて行うものです。

次に、30ページをお願いいたします。

附則第16条軽自動車税の税率の特例については、地方税法の規定の新設に併せて新たに加えるものです。

31ページをお願いいたします。

下の附則第16条の2たばこ税の税率の特例については、地方税法の改正に合わせ削除するものです。

次に、32ページをお開きください。

附則第21条の3については、地方税法の改正により、文言の整理を行ったものです。

次の附則第22条第1項第1号及び第3項第1号については、個人番号または法人番号等の規定を整備するものです。

次に、34ページをお願いいたします。

附則第16条第3項軽自動車税の税率の特例については、文言を「初回車両番号指定」に改め、同条第2項とし同項の前に加えるもので、平成27年4月1日が施行日となっております。

次に、35ページをお願いいたします。

附則第1条及び36ページの附則第4条については、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車に係る税率の適用時期が1年間延長されたことに伴う措置であります。

附則第6条は、表中の文言整理を行ったものです。

続きまして、議案第9号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の37ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第8号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行ったものです。  
第2条納税義務者等については、課税標準となるべき価格に、第30項から第33項までの規定の適用を新たに加えるものです。

また、附則第4項として、わがまち特例の割合を定めるものです。

附則第5項から42ページの第15項までは、項ずれで生じたものであり、第16項については、根拠法律及び期間の変更をし、附則の規定も項ずれで生じたものでございます。

続きまして、議案第10号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案第8号、議案第9号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものであります。

新旧対照表の43ページをお願いいたします。

第23条第2号関係は、5割軽減の拡大で軽減対象となる所得基準額を24万5,000円から26万円に引き上げるものです。

次に、下の同条第3号関係は、2割軽減の拡大で軽減対象となる所得基準額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

次に、44ページをお開きください。

この改正は、附則第16項の改正規定を平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号から議案第10号までの補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第11号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法の一部改正に伴い所要の改正を行ったものであります。

資料45ページの旭市国民健康保険条例新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険法の一部改正があり、旭市国民健康保険条例第8条で引用していた国民健康保険法第72条の4が法第72条の5に改正されたため、改めたものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第12号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、重度心身障害者に係る医療費助成について、国において障害者総合支援法に基づく高額治療継続者である重度心身障害者に対する所得制限の適用除外の経過措置を延長する改正がなされたため、本市も所要の改正を専決処分により行ったものであります。

改正内容につきまして新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の46ページをご覧ください。

附則第2項において、所得制限の適用除外の経過措置は平成27年3月31日までとなっておりますが、それを平成27年7月31日まで延長するものです。

国における経過措置延長期間は3年間ではありますが、本市の条例は、今年3月の第1回定例会において、8月1日から現物給付化に対応する一部改正がなされておりますので、改正前の7月31日まで延長するものであります。

国の経過措置の延長が4月1日より施行されることに伴い、現在の対象者の利便性を図るため、緊急に一部改正を行い専決処分したものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号、報告第6号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 報告第1号、報告第2号及び報告第6号についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成26年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

繰越明許費として、平成26年度一般会計補正予算第2号、第4号、第5号及び第6号において、設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で18事業あります。

初めに、平成26年度の国の緊急経済対策に伴う地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金

を活用した事業として、平成26年度3月補正（第5号）及び（第6号）に計上し、繰り越した事業から説明いたします。

2款1項総務管理費の上から2行目、地方創生先行型事業は、地方版総合戦略の策定支援業務をはじめとした委託料など5,881万4,000円を、3款3項児童福祉費、乳幼児紙おむつ給付事業は、満2歳未満の乳幼児を養育する保護者に対する紙おむつ購入券の給付費など3,855万4,000円を、4款1項保健衛生費、妊娠・出産包括的支援事業は、少子化対策事業である特定不妊治療費助成金など573万7,000円を、7款1項商工費、商業活性化推進事業は、主に地域の消費喚起策であるプレミアム付商品券の発行補助金など1億2,412万円を、その下、観光振興事業は、観光PRをはじめとした観光産業の振興に関する経費など2,264万9,000円をそれぞれ繰り越したもので、事業の終了はいずれも平成28年3月を予定しております。

以上の5事業が国の緊急経済対策に伴う繰り越し事業であります。

一番上に戻っていただいて、2款1項総務管理費の新庁舎建設事業は、基本設計業務の前提となる基本計画の策定や都市計画変更協議資料策定業務等の委託料を予定しておりましたが、庁舎建設位置の検討作業及び手続きに不測の日数を要しているため、委託料5,082万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

二つ下の電算システム運用事業と、次の3款1項社会福祉費、障害者福祉事務費、さらにもう二つ下の4項生活保護費、生活保護総務事務費は、いずれも社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に必要なシステム改修業務に関するものでありまして、国において制度設計が遅滞していることから、この3事業のうち委託料合計1,575万円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年12月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の一番上、道路維持補修事業は市道4路線の維持補修工事費で、道路境界の確認や地元水利管理組合等との協議に不測の日数を要したため1,172万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

次の道路新設改良事業は、市内3路線の調査・測量委託料と13路線の道路改良工事及び道路排水整備工事に係る事業費で、用地交渉や境界査定及び関係機関との協議に不測の日数を要したため2億3,349万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、東町地区の地域排水工事で、関係機関等との協議に不測の日数を要し、年度内の工期が確保できなかったため5,482万円を繰り越したもので、事業の

完了は平成28年3月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、隣接する前年度の繰越工事の進捗の影響から、本年度工事の施工ができなかったため3億7,393万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、関係官公庁との協議に期間を要し、年度内での工期の確保ができなかったため5,111万円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、地権者の同意や関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での業務完了が困難となったため3億9,430万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

次の橋梁維持補修事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため5,867万円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年3月を予定しております。

9款1項消防費、消防庫整備事業は、第5中隊、干潟地区ですが、第2分団1部の消防庫の改築工事であり、2度にわたる入札不調により、年度内では適正な工期が確保できなかったため1,526万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年9月を予定しております。

10款3項中学校費、飯岡中学校改築事業は、学校用地となる土地の土地改良事業の遅れにより、工事に向けての法的手続きが遅れ、年度内に必要な工期が確保できなかったため8億6,162万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年12月を予定しております。

次に、報告第2号、平成26年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明申し上げます。

平成26年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

8款2項道路橋梁費の上から、道路新設改良事業は倉橋地区の道路改良工事で、電柱移転が遅延したことにより818万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業についても、電柱移転が遅延したことにより5,130万円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についても、電柱移転が遅延したことにより4,428万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の津波避難道路整備事業は、横根三川線の調査・設計委託料であり、地権者の同意や関係機関との協議に不測の日数を要したため974万400円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

続いて、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

これは地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明け渡しに係る訴えの提起について、平成26年9月に専決処分したもので、議会へ報告するものであります。

本件は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している居住者に対して、滞納家賃を納入するよう再三にわたり請求してきましたが、当該居住者はこれに応じないため、市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを請求したものです。

昨年の9月8日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、11月12日に口頭弁論があり、同日に判決の言い渡しがありました。

判決は、市が請求したとおり市営住宅の明け渡しと滞納家賃53万5,300円を支払うよう言い渡すものであります。

なお、当該居住者は平成27年1月21日に住宅を明け渡ししております。

以上で、報告第1号、報告第2号及び報告第6号について説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 報告第3号について説明させていただきます。

株式会社季楽里あさひの事業計画について。

6月1日の全員協議会において、株式会社季楽里あさひの5か年分の事業計画及び予算について説明させていただきました。

本議会では、平成27年度分の事業計画について報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

（1）会社の概要であります。

①社名、②所在地、③営業施設、④設立年月日は、それぞれ記載のとおりでございます。

⑤役員でございますが、代表取締役は旭市長です。

続いて取締役、石毛博志氏は、ちばみどり農業協同組合の専務理事です。

伊東諒氏は、旭市商工会長です。なお、5月19日に商工会の総代会があり、会長が変更にな

なっておりますので、今後、取締役会、株主総会を開催し、新しい商工会長に取締役をお願いする予定でございます。

土屋青市氏は、海匠漁業協同組合の常務理事でございます。

続いて、監査役は高野文晴氏と浪川敏夫氏です。

⑥駅長は、元商工観光課長の堀江隆夫氏で、取締役会にて決定し、就任いたしました。

⑦資本金は4,400万円です。

旭市が約70%、残り約30%については、ご覧のとおりの出資団体により構成しております。

⑧開業日の予定についてです。

竣工式を平成27年10月16日金曜日、開業日を平成27年10月17日土曜日としております。

2ページをお願いします。

(2) 活動目的と基本方針については、ご覧のとおり四つの活動目的と六つの基本方針を設定しております。

3ページになります。

(3) 事業計画と予算についてであります。

①全体売上げ計画について。

平成27年度に1年間営業した場合の売上げは、全部門合計で約4億4,800万円となりますが、10月開業を予定しているため、約50%の数値である約2億1,200万円が計画の売上げ数値となります。

左側の表では、平成27年度の売上げ計画を記載しています。それぞれの部門ごとに、1年での試算、10月から3月の試算、項目ごとの構成比を記載しております。

右側では、売上げ根拠として、1段目が物販・飲食での売上げ、2段目が施設管理部門、3段目がテナント管理・イベント部門として記載しております。

4ページです。

②物販部門の売上げ計画についてであります。

こちらでは、施設のメインとなる物販部門の売上げ計画を記載しております。平成27年度の6か月の営業期間となる現実換算では、売上げ1億8,945万円になると計画しています。1年換算ではあくまでも1年間を営業した場合の数値であり、参考に記載してございます。

5ページ、③全体の損益計画についてであります。

道の駅全体の損益計画は以下のとおりとなります。

初年度は6か月の営業期間に対して、初期投資となる会社の設立に関する経費や消耗品や

備品などの購入費、試運転を含む7か月分の支出などを見込むため、売上げ約2億1,200万円に対して、営業利益は約2,020万円の赤字となります。

なお、ここに記載してはございませんが、全員協議会で説明申し上げましたとおり、2年目以降は経営が安定し、平成28年度は約410万円の利益、5年目の平成31年度には約980万円の利益を予定しております。

以上が、株式会社季楽里あさひの事業計画についての説明となります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 報告第4号、専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分したので議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとにご説明いたします。

案件1は、平成26年2月4日、旭市新町地先におきまして市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年4月15日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでございます。以下同様となります。

案件2は、平成26年3月30日、旭市ニ地先道路上におきまして、路面の穴に自動車が入り込み、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年5月2日に専決しております。

案件3は、平成26年4月11日、文化の杜公園内において、草刈り作業中に小石がはね、車両後部ガラスを破損した自動車物損事故で、同年6月5日に専決しております。

案件4は、平成26年5月19日、旭市鎌数地先の公園内において、草刈り作業中に小石がはね、車両側部ガラスを破損した自動車物損事故で、同年6月20日に専決しております。

案件5は、平成26年7月2日、旭市米込地先におきまして、市有自動車のフェンスへの接触による物損事故で、同年8月5日に専決しております。

続く案件6から案件10につきましては、6月7日の大雨によりまして道路の破損が起きました。そこでの物損ということになります。

案件6は、平成26年6月7日、旭市入野地先道路上において、路面の穴に自動車が入り込み、タイヤ、ホイール等が破損した自動車物損事故、同年8月11日に専決しております。

案件7は、平成26年6月8日未明、旭市入野地先道路上において、路面の穴に自動車が進

入し、タイヤが破損した事故で、同年8月18日に専決しております。

8は、平成26年6月7日、これも入野地先の道路上で、路面の穴に自動車が入り、タイヤ、ホイールが破損した物損事故でございます。8月19日に専決しております。

案件9は、これも6月7日、入野地先の道路上で自動車の進入によるタイヤ、ホイールが破損した物損事故で、8月19日に専決しております。

案件10は、6月8日の未明、旭市入野地先道路上におきまして、同じく自動車の進入によるタイヤ、ホイール等の破損、物損事故で、同年9月18日に専決したものでございます。

案件11は、10月6日、旭市萩園地先において、市有自動車の接触により物損事故で、10月6日に専決しております。

案件12は、同じく6月27日、飯岡中学校内において、草刈り作業中に小石がはね、車両後部ガラスを破損した物損事故で、同年10月14日に専決しております。

案件13は、同年の12月8日、海上支所駐車場内において、市有自動車の接触による物損事故で、12月8日に専決しております。

14は、同年11月14日、三川ふれあい公園内において、草刈り作業中に小石がはね、車両後部ガラスを破損した物損事故で、同年12月19日に専決しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の説明は終わりました。

報告第5号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 佐藤一則 登壇）

○行政改革推進課長（佐藤一則） 報告第5号、専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関する事及び100万円以下の和解に関する事について、平成26年9月に専決処分したので、議会へ報告するものであります。

本件は、児童クラブ受託料の支払い請求に関するものです。

訴え提起の理由としては、相手方の受託料の滞納に対して、再三の催告等にもかかわらず支払われなかったため、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。これに対して相手方から督促異議の申し立てがあったものです。

民事訴訟法第395条の規定では、督促異議の申し立てがあったときは訴えの提起があった

ものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容等は記載のとおりでございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

---

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時57分